

阿佐ヶ谷中学校 P T A 会 則

この会則は改訂がない限り
3年間使用しますので、
大切に保管してください。

杉並区立阿佐ヶ谷中学校 P T A

〒166-0004 杉並区阿佐谷南1-17-3

TEL 03 (3314) 2261 (代表)

阿佐ヶ谷中学校PTA会則

第1条 <名称>

本会は杉並区立阿佐ヶ谷中学校PTAと称し、事務局を東京都杉並区阿佐谷南1丁目17番3号阿佐ヶ谷中学校内におく。

第2条 <目的>

本会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会とにおける教育的環境をよくし、会員相互の教養を高め、親睦を深めて、民主的教育を推進することを目的とする。

第3条 <方針>

本会は教育を本旨とする民主団体で、次の方針によって運営する。

- 1 いかなる場合でも政治的・宗教的・営利的な活動を行なわない。
- 2 職員の人事には干渉しない。

第4条 <活動>

本会はその目的を達成するため、次の活動を行なう。

- 1 生徒の福祉に関する事項
- 2 会員の教養を高め、親睦を深めるための事項
- 3 その他必要と認める事項

第5条 <会員>

- 1 本校生徒の保護者と教職員で、この会の趣旨に賛同する者を会員とする。
- 2 会員は毎年所定の会費を納め、すべて平等の権利と義務を有する。

第6条 <役員・監査・委員>

- 1 役員および監査
 - (1) 会長 1名 (P1)
 - (2) 副会長 3名 (P2、T1)
 - (3) 書記 3名 (P2、T1)
 - (4) 会計 2名 (P2)
 - (5) 監査 2名 (P2)
- 2 委員
 - (1) 1・2学年 各学級 6名 (学年2、広報1、校外1、成人教育1、選管1)
 - (2) 3学年 各学級 6名 (学年2、広報1、校外1、選管2)
 - (3) 教職員会員 適宜

第7条 <役員・監査・委員の選出>

役員・監査・委員の選出は、別に定める「施行細則・選出規定」による。

第8条 <役員・監査・委員の任期>

役員・監査・委員の任期は、次の通りとする。

- 1 役員・監査・委員の任期は、1ヶ年とし重任をさまたげない。
ただし、会長の重任は1回限りとする。
- 2 補欠によるものの任期は前任者の残任期間とする。

第9条 <役員・監査・委員の任務>

- 1 会長は会務をまとめ、本会を代表する。
- 2 副会長は会長を助け、会長に事故あるときはこれに代わる。
- 3 書記は議事の記録をとり管理保管し、本会の庶務にあたる。
- 4 会計は会計事務を行ない、定期総会においては監査の審査を経て決算報告をする。
- 5 監査は本会の会計を監査する。
- 6 委員は各専門委員会に所属し、その活動にあたる。

第10条 <専門委員会>

本会の活動を行なうため次の専門委員会をおく。

- 1 学年委員会 学級・学年PTA活動に関すること。
- 2 広報委員会 広報活動と会報発行に関すること。
- 3 校外委員会 生徒の校外における生活と安全に関すること。
- 4 成人教育委員会 会員相互の研修に関すること。

第11条 <特別委員会>

- 1 会員が必要と認めた時は運営委員会にはかり、特別委員会を設け、特別委員を委嘱することができる。
- 2 特別委員会は互選により正副委員長を定め、委任事項について審議し、会長の了承に基づき執行する。

第12条 <会議>

- 1 総 会 毎年一回開き、歳入歳出予算及び決算、活動計画及び報告と決定、役員承認並びにその他の必要事項について審議する。ただし、必要があるときは臨時に開くことができる。
- 2 委員総会 役員及び委員をもって構成し、総会に次ぐ議決機関として必要に応じて開催する。
- 3 運営委員会 役員及び各専門委員会正副委員長をもって構成し、必要事項の執行について協議決定する。
- 4 役員会 随時これを開き、必要事項を協議する。
- 5 専門委員会 活動計画を立案し、活動内容の検討を行なう。

第13条 <会議の招集>

会議は、会長（委員会の場合は委員長）の招集があったとき、または当該人員の1/3の要求があったときこれを開く。

第14条 <会議の成立>

会議は当該人員の1/2以上の出席があったとき成立する。ただし、総会の場合は1/5、専門委員会の場合は1/3とし、委任状を認める。

第15条 <会議の議決>

議事はすべて、出席者の過半数の賛成をもって可決する。ただし、可否同数の場合は次の通りとする。

- 1 総 会 議長がこれを決定する。
- 2 委員総会 会長がこれを決定する。
- 3 運営委員会 会長がこれを決定する。
- 4 役員会 会長がこれを決定する。
- 5 専門委員会 委員長がこれを決定する。

第16条 <会計>

- 1 本会の経費は会費その他の収入をもってこれにあてる。
年会費は一家庭3,000円とする。
- 2 会員は毎年所定の日までに会費を納入する。ただし、特別な理由があつて、会長の承認があつたときは、一部または全額を減免することができる。

第17条 <会計年度>

本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第18条 <施行細則>

本会則施行に必要な細則は委員総会にはかり、会長が定めることができる。

第19条 <規約改正>

本会則は総会の議決を経て改廃することができる。

第20条 <付則>

本会則は昭和62年 5月19日より実施する。
本会則は平成 元年1 1月17日より実施する。
本会則は平成 7年 5月12日より実施する。
本会則は平成13年 3月31日より実施する。
本会則は平成15年 5月15日より実施する。
本会則は平成18年 2月28日より実施する。
本会則は平成28年 5月11日より実施する。
本会則は平成30年 3月 7日より実施する。
本会則は平成31年 4月 1日より実施する。

施行細則 — 選出規定等

第1章 <選挙管理委員会>

- 1 役員、監査の選出と選挙事務を処理するために選挙管理委員会をおく。
- 2 (1) 選挙管理委員は、各学級の第一回保護者会において、1, 2学年より1名、3学年各学級より2名を選出する。
(2) なお、選出人数が8名に満たない場合は、不足人数を前項の人数にとらわれず、追加で選出するものとする。
※立候補以外の選出方法が取られた場合、役員経験者はその候補から外れる。
- 3 選挙管理委員会は互選により委員長1名、副委員長1名をおく。
- 4 選挙管理委員会はその目的を達成した後、解散する。

第2章 <役員・監査の選出方法>

- 1 役員7名中5名の役員の選出方法。
(1) 役員の候補者は、現1・2年生の保護者の中から、立候補を募り、学級での話し合いの上、3名以上を選出する。立候補以外の選出になる場合、その方法についても学級又は学年で話し合い、決定する。
なお、G組はその年の生徒数に応じて適宜選出する。
(2) 候補者の中から、会長1名、副会長2名、書記1名、会計1名を選出する。
(3) 上記の候補者を公示し、一週間の公示期間を経て全会員の信任投票とし、投票総数の過半数以上の承認を持って信任とする。
(4) 選出期限は3月末までとする。
- 2 役員7名中2名の役員の選出方法。
(1) 新1年生の保護者の中から、立候補により役員の候補者を2名選出する。
ただし立候補がない場合、現役員の推薦による選出とする。
(2) 選出された2名は、書記、会計をそれぞれ担当し、総会で承認を得る。
(3) 選出期限は4月末までとする。
- 3 役員経験者は任期後6年間、いかなる選出方法においても、PTA役員、委員候補からの辞退権を行使できる。また、2度の任期を果たした場合、永久辞退の権利を持つ。この規定は令和6年度より、6年間遡って適用される。辞退権の期間、範囲については必要に応じて見直すものとする。
- 4 学校側役員は学校側会員の互選による。
- 5 監査2名の選出方法
(1) 役員及び委員経験者の中から、選挙管理委員会が監査候補者を推薦する。
(2) 上記の候補者を公示し、一週間の公示期間を経て全会員の信任投票とし、投票総数の過半数以上の承認をもって信任とする。
(3) 選出期限は3月末までとする。

第3章 <委員の選出方法>

- 1 各学級の第1回保護者会において、担任教師と役員の協力を得て、学年委員2名、広報委員1名、校外委員1名及び1, 2学年各学級より成人教育委員1名を選出する。
- 2 学校側委員は学校側会員の互選による。
- 3 各学級により選出された委員は、運営委員会において認められない限り、変更することはできない。

第4章 <専門委員会の正副委員長の選出方法>

各専門委員会は互選により委員長1名、副委員長1名を選出する。ただし、学年委員は学年毎に正副委員長を選出する。

第5章 <その他>

時代の変化などに状況や必要性に応じて会則の改正を検討する場合、役員会での協議の上、会則変更前に試行措置を設けることができる

(昭和62年 3月13日改訂)
(平成 元年11月17日改訂)
(平成 2年11月28日改訂)
(平成 3年11月15日改訂)
(平成 7年 3月16日改訂)
(平成10年 5月16日改訂)
(平成15年 2月25日改訂)
(平成18年 2月28日改訂)
(平成28年 3月 7日改訂)
(平成28年 5月11日改訂)
(平成30年 3月 7日改訂)
(平成31年 3月31日改訂)
(令和6年 5月21日改訂)

慶弔内規

- 第1条 本規定は会則第4条第3項に基づき定める。
- 第2条 会員の死亡に対しては、弔慰金として5,000円を贈る。
- 第3条 生徒の死亡に対しては、弔慰金として5,000円を贈る。
- 第4条 会員の不慮の災害に対しては、見舞い金として3,000円を贈る。
- 第5条 教職員の配偶者、父母、子女の死亡に対しては、弔慰金として3,000円を贈る。
- 第6条 教職員の結婚に対しては、5,000円を贈る。
- 第7条 教職員の出産に対しては、3,000円を贈る。
- 第8条 主事などに対しては、教職員の規定に準じて処理する。
- 第9条 その他必要と認められる場合は、運営委員会において協議する
ただし、緊急を要する場合は会長がこれを処理することができる。
- 第10条 本規定は運営委員会の協議により改廃することができる。

サークル内規

- 1 各サークルは阿佐ヶ谷中学校PTA会員で構成され、会員相互の教養を高め、親睦をはかり役員会と連携をとりながらPTA活動に協力する。
- 2 会員の自主的活動として5人以上の加入者のある場合は運営委員会の審議を経てサークルとして認められる。
- 3 定員5名に達していない部は休部とする。ただし、途中で人数が集まれば再開できる。
- 4 OBの参加は、運営に支障のない限り続けられる。ただし、OBは部存続の基本数には入らない。
- 5 各サークルは、各部の活動状況を役員会に報告する。

PTA組織図

